

## くまもとアートポリスプロジェクト

# 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設整備基本設計に係る

## 公募型プロポーザル応募要項

### 1 趣旨

震度7の地震が、わずか28時間の間に二度発生した平成28年熊本地震の発災から3年余りが経過する中、本県は国内外からの多くの支援のもと、地震からの復興に向け着実に歩みを進めてきている。今後いつどこで起こるかわからない大規模災害に備え、熊本地震の記憶や経験、教訓を後世に遺し、本県のみならず広く国内外に発信していくことは、熊本地震を経験した我々の責務である。

このことから、本県では「くまもと復旧・復興有識者会議」からの提言を受け設置した「熊本地震震災ミュージアムのあり方検討有識者会議」の報告を基に、県内各地に広範囲に出現した断層等の震災遺構とともに、熊本地震の痕跡を残す文化・交流施設などの地域の拠点、地域における復興に向けた活動の拠点、地域の魅力を伝える観光施設等を広域的につなぎ、巡る「回廊形式」のフィールドミュージアムとして熊本地震震災ミュージアムの整備を進めている。

この熊本地震震災ミュージアムにおける阿蘇地域の中核拠点として、震災遺構である地表地震断層及び旧東海大学阿蘇校舎1号館に隣接して、展示学習機能、教育機能、交流機能、総合窓口機能を有する施設を整備する。整備にあたっては、熊本地震の被害を遺す象徴的な場所から、被害のありのままの姿や熊本地震から得た教訓、自然の驚異等のさまざまな情報を発信することとし、本要項に基づき公募型プロポーザルを実施する。

なお、このプロポーザルは、後世に残る文化的資産の創造と地域の活性化を目指して熊本県が推進している「くまもとアートポリス」の参加事業として実施する。

### 2 プロポーザルの概要

- (1) 名称 熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設整備基本設計に係る公募型プロポーザル
- (2) 方法 公募型プロポーザル
- (3) 主催 熊本県
- (4) 事務局 くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）
- (5) スケジュール

令和元年	10月4日(金)	要項発表・応募受付開始
	10月4日(金)～12月11日(水)	要項配布
	10月4日(金)～10月25日(金)	質疑受付
	10月15日(火)・10月16日(水)	現地見学会
	11月5日(火)(予定)	質疑回答
	12月11日(水)	応募締切
	12月23日(月)	一次審査(非公開)
令和2年	2月11日(火・祝)(予定)	二次審査(公開)

### 3 審査員

- 審査員長 伊東豊雄（建築家、くまもとアートポリスコミッショナー）
- 審査員 桂 英昭（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー）
- 末廣香織（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、九州大学准教授）
- 曾我部昌史（建築家、くまもとアートポリスアドバイザー、神奈川大学教授）
- 池辺伸一郎（学芸員、阿蘇ジオパーク推進協議会事務局長、阿蘇火山博物館館長）

柿本竜治（熊本地震震災ミュージアムのあり方検討有識者会議座長、熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター長、熊本大学大学院教授）  
原山明博（熊本県知事公室政策審議監）

#### 4 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ① 応募者（共同応募の場合は代表者に限る。以下同じ。）は一級建築士であり、かつ総括責任者として従事すること。
- ② 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録を行っている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）であること。
- ③ 応募者又は共同応募者の所属する建築士事務所は、平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に、延べ床面積500㎡以上の公共建築の基本設計又は実施設計の実務経験（平成31年4月30日までに業務完了したものに限る。）があること。
- ④ 提出する応募書類等は、応募者1者につき1提案とし、共同応募者が複数の応募者の共同応募者になることや、自ら応募者となることはできないものとする。

なお、以下の者は、応募資格がないものとする。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
- ・ 審査員及びその家族
- ・ 審査員が大学に所属する場合において、その審査員の研究室に現に属する者
- ・ 審査員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者
- ・ 主催者の職員で、今回のプロポーザルに関係する者

#### 5 審査の方法

審査は、次のとおりとする。

##### （1）一次審査

一次審査は非公開で行うものとし、次の事項により二次審査に進む5者程度を特定する。  
なお、一次審査では、審査員は提出書類をもとに審査し、応募者の氏名、所属その他の応募者を特定する情報を持たないものとする。

- ① 応募者及び担当チームの能力・実績（業務経歴等）
  - ・ 業務実績、技術者の数、有資格者の数
- ② 技術提案書の内容
  - ・ 実施方針の妥当性、提案の的確性・独創性・実現性

##### （2）二次審査（技術提案に対するヒアリング）

二次審査は、次のとおりとする。

- ① 日程 令和2年2月11日（火・祝）（予定）
- ② 会場 熊本県庁本館地下大会議室（予定）
- ③ 審査方法 公開審査とし、提案内容のプレゼンテーションと審査員からのヒアリングにより、提案内容の妥当性・的確性・独創性・実現性を確認し、応募者の資質、担当チームの体制等総合的に評価したうえで、当該プロジェクトにふさわしい設計者を選定する。

なお、詳細については、後日、本県のホームページで公表する。

## 6 要項配布

応募に係る資料は、本県のホームページで公表するので、応募者は各々ダウンロードすること。

## 7 質疑応答

- (1) 応募資格を有する応募予定者が質疑できることとし、電子メールでのみ受け付ける。電話、ファックスでの質疑は一切受け付けない。質疑のある者は、質問書（第1号様式）に記載のうえ、令和元年10月25日（金）までにくまもとアートポリス事務局（以下「事務局」）まで提出すること。なお、質疑者へ受信確認の電子メールを返信する。
- (2) 質疑に対する回答は、質疑者の名称等を伏せたうえで、一括して質疑回答書としてまとめ、令和元年11月5日（火）（予定）までに本県のホームページで公表する。

## 8 現地見学会

現地見学会を開催するので、現地見学会への参加を希望する者は、以下により事前に事務局へ別紙見学会申込書を提出すること。ただし、現地見学会の際には質疑は受け付けない。

見学会：第1回：令和元年10月15日（火）午後2時～

第2回：令和元年10月16日（水）午後2時～

申込期限：令和元年10月11日（金）午後3時

なお、指定区域以外に無断で立入る等の問題を起こした者は、本プロポーザルに関する提案書の提出を拒否する場合がある。

## 9 提出書類等

応募者は、別添「熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設整備基本設計（プロポーザル）作成要領」に従い、技術者等の体制、過去の実績、計画の提案等を記載し、以下により事務局へ提出すること。

- ① 提出書類 別紙提出書（第2号様式）及び様式1～様式8
- ② 提出部数 10部
- ③ 提出期限 令和元年12月11日（水）午後5時（必着）
- ④ 提出方法 郵送（書留郵便）、宅配便又は持参
- ⑤ その他 一次審査通過者は、令和2年1月31日（金）までに、様式9を事務局へ電子メールで提出すること。

## 10 審査結果等の公表

- (1) 一次審査の結果は、一次審査通過者に速やかに通知するとともに、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (2) 二次審査の結果は、審査の公平性、透明性を示すため、選定結果及び審査の講評を本県のホームページで公表する。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 11 提出書類等の取り扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、提案内容の展示、複製の作成、ホームページへの掲載、記録誌の作成など、プロポーザルに関わる事務での使用の権利は、主催者が所有するものとする。

## 12 設計業務の委託

- (1) 本県は、選定された者に熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設整備に係る基本設計業務を委託するものとし、業務の内容は「熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設整備基本設計に係る仕様書」に示すとおりとする。なお、委託内容は、プロポーザル内容に限定されることなく、締結する委託契約書によるものとする。

熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設整備に係る実施設計については、本基本設計をもとに来年度以降に実施する予定としている。

- (2) 業務委託の条件は、次項に定めるものとする。  
(3) 業務委託料は、本県の基準に基づき算定し、本県が定めた予算額の範囲内とする。

## 13 設計業務委託の受託要件

今回の設計、積算及び工事監理を円滑に実施できるよう、プロポーザルにより選定された者に県内建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づき熊本県知事の登録を受けた事務所）が含まれない場合は、別途、選定された県内建築士事務所と共同企業体（JV）を組むこととする。

また、その共同企業体では代表者を定めることとする。

なお、各構成員の出資比率は、すべての構成員が均等割りの10分の6以上（2者の場合30%以上、3者の場合20%以上）であるものとするとともに、その比率に応じて業務割合が概ね均等割りになるよう努めることとする。ただし、その割合は各々での協議により決定するものとする。

## 14 計画の条件等

別添「熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設整備基本設計に係る仕様書」による。

## 15 その他

- (1) 本事業は、くまもとアートポリスの一環として実施するものであり、その理念を尊重すること。  
(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。  
(3) プロポーザルの応募等に係る一切の費用は応募者の負担とする。但し、一次審査通過者には、二次審査（公開審査）用経費として旅費の一部を支払うこととする。  
(4) 提出書類が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。  
① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの  
② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの  
③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの  
④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの  
⑤ 虚偽の内容が記載されているもの  
⑥ 他者の著作権を侵害した疑いがあると審査員が判断したもの  
⑦ その他主催者又は審査員が不適格と認めたもの  
(5) 提出された書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載された配置予定の技術者は、病気など特別な事情がある場合を除き、変更することはできない。ただし、選定された県内建築士事務所と共同企業体を組む際の配置替えは可とする。

## 16 事務局、問合せ先

くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築住宅局建築課内）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話：096-333-2537 FAX：096-384-9820

E-mail：kap@pref.kumamoto.lg.jp

HP：http://www.pref.kumamoto.jp

なお、本プロポーザルで必要な情報提供は、熊本県庁ホームページ内の以下のページにて公表する。

[https://www.pref.kumamoto.jp/kiji\\_28571.html](https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_28571.html)